

守山市工場立地法準則条例 緑地面積率等の見直しを行いました

守山市では、企業の工場敷地の有効利用等による設備投資の促進および立地促進を図るため、「守山市工場立地法準則条例」を改正し、工場の敷地面積に対する緑地面積率および環境施設面積率の見直しを実施しました。

	工業専用地域	工業地域	準工業地域、 市街化調整区域
緑地面積率	10% (－)	5% (△10%)	10% (△5%)
環境施設面積率	15% (－)	10% (△10%)	15% (△5%)

() 内は現行との比較

緑地：樹木や地被植物が生育する土地

環境施設：上述の緑地の他に、噴水、池等の修景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など

令和5年4月1日以降の新設・変更届出分より適用されます

工場立地法に基づく新設・変更届出をする者を対象として、以下の内容で市内および特定工場周辺の環境に配慮した取組を計画的に実施していただきます。また「環境活動計画書」を作成いただき、届出と同時に提出していただきます。

▶取組内容 (例)

(1) 工場周辺地域に係る生活環境へ配慮する取組

- ▶ 工場敷地周辺部へ集中的・重点的に樹林地を整備
- ▶ 工場敷地内に雨水浸透施設または雨水調整池を整備

(2) 環境課題解決のための政策的取組の促進

- ▶ ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの促進および取組について数値的に可視化
- ▶ カーボンニュートラルの促進および取組について数値的に可視化
- ▶ ISO14001、エコアクション21等 外部機関の認証登録の実施

(3) 地域環境活動等への参画

- ▶ 事業所内での環境学習の実施
- ▶ 従業員による琵琶湖、河川、都市公園等での清掃活動や緑化活動への参加
- ▶ 市または市内小中学校等での環境活動または環境活動への協力および支援
- ▶ 市内の環境事業への寄付支援

計画書を作成するために必要な取り決めや具体的な内容は、別途公表します。